

# 新型コロナウイルス感染症対策 各 種 支 援 一 覧

## 個人様向け

### ① 定額特別給付金 ※終了しました

✓ 家計への支援を行うため、町民1人あたり10万円を給付します

### ② 子育て世帯への臨時特別給付金 ※終了しました

✓ 児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付します

### ③ 子育て世帯支援共通商品券給付事業 ※終了しました

✓ 18歳未満の子どもを養育する全世帯に、軽米町共通商品券1万円分を給付します

### ⑤ 水道料金等の支払期限の延長 ※終了しました

✓ 水道料金と下水道使用料のお支払いが困難な方について、お支払い期限を延長します

### ⑥ 住居確保給付金

✓ 住居を失った又は失うおそれがある方へ給付金（家賃）を支給します

### ⑦ 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

✓ 生活資金にお困りの方へ特例貸付を行います

### ⑧ 地方税の徴収猶予（特例）※終了しました

✓ 地方税の納入が困難になった方について、地方税の徴収を猶予します

### ⑨ 国民年金保険料免除（臨時特例）

✓ 国民年金保険料の納付が困難になった方について、国民年金保険料を免除します

### ⑩ 国民健康保険・傷病手当金

✓ 被保険者のうち、一定期間仕事を休んだことで給与を受け取ることができない場合に、傷病手当金を支給します

### ⑪ 国民健康保険税減免

✓ 要件を満たす方の国民健康保険税が減免となります。

### ⑫ 後期高齢者医療制度・傷病手当金

✓ 被保険者のうち、一定期間仕事を休んだことで給与を受け取ることができない場合に、傷病手当金を支給します

### ⑬ 軽米町育英資金の返還猶予

✓ 育英奨学資金の返還が困難になった方について、育英奨学資金の返還を猶予します

### ⑭ 軽米町育英奨学生の募集（臨時）

✓ 学費・生活費等の工面が困難になった学生について貸付募集を行います

### ⑮ 外出自粛解消のための高齢者通所型事業

✓ 新型コロナウイルス感染症の影響により外出機会が減少した高齢者の心身の健康増進のための通所型事業を実施します

### ⑯ いわて子育て世帯臨時特別支援金

✓ 原油高騰・物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を図るため、対象児童1人あたり3万円を支給します。

### ⑰ 子育て世帯生活支援特別給付金

✓ 新型コロナウイルス感染症の影響により、損害を受けた低所得の子育て世帯を支援するため、対象児童1人あたり5万円を支給します。

## ⑥住居確保給付金

【個人様向け】

### 概要

[一覧に戻る](#)

- 一定の条件を満たした方で、就労能力や就労意欲のある方のうち、住居を失った又は失うおそれがある方へ給付金（家賃）を支給します

対象となる方	●次のいずれかに該当し、就労能力や就労意欲のある方のうち、住居を失った又は失うおそれのある方 ① 2年以内に離職又は自営業を廃業した方 ② 給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由、該当個人の都合によらず減少し、離職又は廃業には至っていないが、こうした状況と同程度の状況にある方		
申請時の条件	●次の条件をどちらも満たす必要があります ① 世帯の月収や預貯金等が一定以下である ② 申請者が主たる設計維持者である		
申請上限額	① 単身者 31,000円 ② 2人世帯 37,000円 ③ 3人～5人世帯 40,000円	支給方法	大家等への代理納付
支給期間	3か月（一定の条件で最大9か月まで延長、再延長が可能です）		
支給開始後の条件	月1回以上、くらしの相談窓口（二戸市社会福祉協議会内）で面接等の支援を受ける		
お問合せ先	くらしの相談窓口（二戸市社会福祉協議会内） (TEL : 0195-43-3588)		

## ⑦生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

【個人様向け】

### 概要

[一覧に戻る](#)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活資金にお困りの方へ**特例貸付**を行います
- 貸付金のため、償還（返済）が必要です

対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯		
貸付限度額	● 原則として、1世帯につき1回限り、 <b>10万円以内</b> の貸付を行います ● 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合には、 <b>20万円以内</b> の貸付が可能です		
措置期間	貸付の日から1年以内	償還期間	措置期間終了後2年以内
貸付利子	無利子 ※償還期限後は延滞利子が生じます		
準備するもの	本人確認書類（住民票、健康保険証、運転免許証等）、印鑑、申込者の預金通帳又はキャッシュカード、新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる書類（給与明細、通帳等）		
お問合せ先	軽米町社会福祉協議会（軽米町老人福祉センター内） (TEL : 0195-46-2881)		

## ⑨国民年金保険料免除（臨時特例）

【個人様向け】

### 概要

[一覧に戻る](#)

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方について、国民年金保険料を免除（臨時特例）します。

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次の要件をいずれも満たす方</li><li>① 令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症により収入が減少したこと</li><li>② 令和2年2月以降の所得の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当することが見込まれること</li></ul>
対象期間	令和2年2月以降の国民年金保険料が対象です
申請の方法	<ul style="list-style-type: none"><li>● 申請書を必要な書類とともに、二戸年金事務所または町民生活課町民生活係へ郵送してください。</li><li>● 申請書を直接提出していただくことも可能ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをご利用ください。</li><li>● 申請書の様式、必要な添付書類については、日本年金機構のホームページをご確認ください。 <a href="https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen.menjo.0430.html">https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen.menjo.0430.html</a></li></ul>
お問合せ先	<ul style="list-style-type: none"><li>● 年金加入者ダイヤル（TEL 0570-003-004）</li><li>● 二戸年金事務所（TEL 0195-23-4111）</li></ul>

## 概要

[一覧に戻る](#)

■ 国民健康保険の被保険者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があるなど感染の疑いがあり、一定期間仕事を休んだことで給与を受け取ることができない場合に、傷病手当金を支給します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のすべての条件を満たす方</li> <li>① 軽米町の国民健康保険の被保険者</li> <li>② 会社等から給与等の支払いを受けている正社員や契約社員等（アルバイト・パート含む）</li> <li>③ 労務に服することができない期間の給与等の全部または一部しか受け取ることができない</li> <li>④ 新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑われるため、4日以上労務に服することができない</li> </ul>
支給対象日	労務に服することができなくなった日から起算して4日目からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日
適用期間	支給対象日の初日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの期間。ただし、入院等が継続する場合等は、支給を始めた日から起算して最長1年6か月まで。
支給額	<p>（直近の継続した3か月の間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3×支給対象となる日数</p> <p>※給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が減額または支給されない場合があります。また、支給額には上限があります</p>
必要書類 持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民健康保険傷病手当金支給申請書4種類（世帯主記入用・被保険者記入用・事業主記入用・医療機関記入用）※申請書は4つの書類で1組です。様式は軽米町ホームページからダウンロードできます。</li> <li>② 被保険者本人の認印（スタンプ式でないもの）</li> <li>③ 被保険者本人または受取代理人名義の普通預金口座（金融機関名、口座番号等）</li> </ul>
申請方法	上記必要書類を町民生活課町民生活担当（町役場1階）へ提出ください。 ※郵送可
お問合せ先	● 町民生活課町民生活担当（TEL 0195-46-4734）

概要

[一覧に戻る](#)

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国民健康保険税が減免となります。

対象となる方	<p>① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯</p> <p>※事業収入等とは、給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入を言います。</p>												
減免の対象となる保険税金	<p>令和4年度分の国民健康保険税で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。また、令和3年度分の国民健康保険税で、令和3年度末に資格取得したことなどにより、令和4年4月以降に納期限が設定されているもの。</p>												
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること。</li> <li>● 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。</li> <li>● 減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。</li> </ul>												
減免額	<p>対象者①に該当する場合……<b>全額免除</b></p> <p>対象者②に該当する場合……</p> <p>次の【表1】で算出した（ア）対象保険税額に【表2】の（イ）前年の合計所得金額区分に応じた（ウ）減免割合を乗じた額</p> <p>【表1】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>（ア）対象保険税額 = A × B ÷ C</b></p> <p>A 当該世帯の被保険者全員について算出した保険税額</p> <p>B 減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少が見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額）</p> <p>C 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年度の合計所得金額</p> </div> <p>【表2】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">（イ）前年の合計所得金額</th> <th style="background-color: #ffffcc;">（ウ）減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下であるとき</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下であるとき</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。</p>	（イ）前年の合計所得金額	（ウ）減免の割合	300万円以下であるとき	10分の10	400万円以下であるとき	10分の8	550万円以下であるとき	10分の6	750万円以下であるとき	10分の4	1,000万円以下であるとき	10分の2
（イ）前年の合計所得金額	（ウ）減免の割合												
300万円以下であるとき	10分の10												
400万円以下であるとき	10分の8												
550万円以下であるとき	10分の6												
750万円以下であるとき	10分の4												
1,000万円以下であるとき	10分の2												
お問合せ先	<p style="text-align: center;">軽米町税務会計課 課税担当 (TEL : 0195-46-4737)</p>												

## ⑫後期高齢者医療制度・傷病手当金

【個人様向け】

### 概要

[一覧に戻る](#)

■ 後期高齢者医療制度の被保険者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があるなど感染の疑いがあり、一定期間仕事を休んだことで給与を受け取ることができない場合に、傷病手当金を支給します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次のすべての条件を満たす方</li><li>① 岩手県後期高齢者医療制度の被保険者</li><li>② 会社等から給与等の支払いを受けている正社員や契約社員等（アルバイト・パート含む）</li><li>③ 労務に服することができない期間の給与等の全部または一部しか受け取ることができない</li><li>④ 新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑われるため、4日以上労務に服することができない</li></ul>
支給対象日	労務に服することができなくなった日から起算して4日目からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日
適用期間	支給対象日の初日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの期間。ただし、入院等が継続する場合等は、支給を始めた日から起算して最長1年6か月まで。
支給額	$(\text{直近の継続した3か月の間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times \text{支給対象となる日数}$ ※給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が減額または支給されない場合があります。また、支給額には上限があります
必要書類 持ち物	<ul style="list-style-type: none"><li>① 後期高齢者医療制度傷病手当金支給申請書4種類（世帯主記入用・被保険者記入用・事業主記入用・医療機関記入用）※申請書は4つの書類で1組です。様式は軽米町ホームページからダウンロードできます。</li><li>② 被保険者本人の認印（スタンプ式でないもの）</li><li>③ 被保険者本人または受取代理人名義の普通預金口座（金融機関名、口座番号等）</li></ul>
申請方法	傷病手当金の支給申請をする方には手続きの詳細を説明しますので、事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。
お問合せ先	● 町民生活課町民生活担当（TEL 0195-46-4734）

## ⑬軽米町育英資金の返還猶予

【個人様向け】

### 概要

[一覧に戻る](#)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、育英奨学資金の返還が困難になった方について、育英奨学資金の返還を猶予します

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次の要件を満たす軽米町育英奨学資金返還中の方 新型コロナウイルス感染症の影響により、離職・休業等で収入が減少し、一時的に返還することが困難である方</li></ul>
対象年度	<ul style="list-style-type: none"><li>● 令和4年度中の育英奨学資金返還金</li><li>※ すでに返還期限が過ぎている納期についても、遡って利用することが出来ます</li></ul>
受付期間	<ul style="list-style-type: none"><li>● 随時受付します 現在返還中の方へ、個別に郵送にてお知らせします。</li></ul>
お問合せ先	軽米町教育委員会事務局 教育総務担当 (TEL : 0195-46-4743)



## ⑭軽米町育英奨学生の募集（臨時）

【個人様向け】

### 概要

[一覧に戻る](#)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、学費・生活費等の工面が困難になった学生に対して、育英奨学資金の貸付募集を行います。

対象となる方	● 次の要件を満たす方 新型コロナウイルスの影響による離職・休業等で家計が急変し、修学が困難と認められる方で、町内に在住する方の子弟である高校生、大学生等
募集人数、貸与額等	● 大学またはこれと同程度の学校（短大・各種専門学校等の修学期間1年以上の学校含む）…貸与月額51,000円以内 ● 高等専門学校…貸与月額30,000円以内 ● 高等学校等…貸与月額15,000円以内 合わせて10名程度
受付期間	● 第1回申込期間 令和4年6月1日～30日 ● 第2回申込期間 令和4年8月1日～31日 ● 第3回申込期間 令和4年10月3日～28日 ● 第4回申込期間 令和4年12月1日～28日  必要書類、受付内容については広報かるまいお知らせ版にて周知いたします。
お問合せ先	軽米町教育委員会事務局 教育総務担当 (TEL : 0195-46-4743)

## ⑮外出自粛解消のための高齢者通所型事業

【個人様向け】

### 概要

[一覧に戻る](#)

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により外出機会が減少した高齢者の心身の健康増進のために通所型事業を実施します。

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"><li>● 65歳以上のみの世帯の人または、75歳以上の人で支援が必要な人 ただし、いずれの場合も介護保険サービスを利用していない人</li></ul>
募集人数、貸与額等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 実施場所 軽米町老人福祉センター又は、くつろぎの家</li><li>● 内 容 いすに座ってできる体操、ゲームなどのレクリエーション、口腔体操、ぬり絵など。昼食。送迎を行います。</li><li>● 利用回数は月1回</li><li>● 利用料は750円（昼食代ほか）</li></ul>
受付期間	<ul style="list-style-type: none"><li>● 令和4年度</li></ul>
申請方法	<ul style="list-style-type: none"><li>● 申請は、下記お問い合わせ先まで連絡してください。</li></ul>
お問合せ先	軽米町健康福祉課 健康づくり担当 (TEL : 0195-46-4111)

## ⑩いわて子育て世帯臨時特別支援金

【個人様向け】

### 概要

[一覧に戻る](#)

■ 原油高騰・物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を図るため、対象児童1人あたり3万円を支給します。

支給対象者	令和4年5月分の児童手当の受給者（特例給付を除く）
給付額	対象児童1人あたり3万円
申請方法	<p>①町から児童手当を受給している方 申請不要です。送付しているお知らせのとおり、児童手当で指定している口座に振り込みとなります。</p> <p>②所属長から児童手当を受給している公務員の方 申請が必要です。11月上旬までに申請書をお送りしますのでご確認ください。</p>
申請期限	令和4年12月28日まで
お問合せ先	軽米町役場 健康福祉課 福祉担当 (TEL : 0195-46-4736)

## ⑰子育て世帯生活支援特別給付金

【個人様向け】

### 概要

[一覧に戻る](#)

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により、損害を受けた低所得の子育て世帯を支援するため、対象児童1人あたり5万円を支給します。

支給対象者	<p>(1) 18歳（障がい児については20歳未満）までの児童の養育者で次に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①令和4年度の住民税均等割が非課税の方</li><li>②新型コロナの影響を受けて家計が急変し、令和4年度住民税均等割が非課税の場合と同等の事情にあると認められる方</li></ul> <p>(2) 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度の住民税均等割が非課税の方（令和4年4月から令和5年2月までに生まれる新生児も対象となります）</p>
給付額	対象児童1人あたり5万円
申請方法	<p>支給対象者のうち（1）に該当する方は申請手続きが必要となります。申請の際は、申請書類と添付書類の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）、振込を希望する金融機関が分かる書類（通帳、キャッシュカード）、家計急変の方は令和4年1月以降の任意の月の収入が分かる書類（給与明細書など）が必要です。申請書類については健康福祉課窓口にて受け取りください。</p> <p>（2）に該当する方については申請不要です。</p>
申請期限	令和5年2月28日まで
お問合せ先	軽米町役場 健康福祉課 福祉担当 (TEL : 0195-46-4736)